

学校法人 淳心学園

理事会 御中

評議員会 御中

令和4年5月17日

監事名

常勤監事 佐藤進一



監事 名越隆雄



令和3年度 監事監査 総括

(2021年度)

自令和3年4月1日～至令和4年3月31日(1年間)

監事意見

私たちは、令和3年度1年間を通じ、監査業務として、業務監査と会計監査・財産監査を実施致しましたので 総括して監事意見を述べます。

令和3年度をまとめると、おおよそ次の通りになります。

(業務監査)

理事会の運営に関する事項としては、監事監査チェックの通り、理事会の決議、意思決定の仕方に不合理はなく、理事長他理事は、業務執行の状況を適切に報告しており、善管注意義務、忠実義務を履行しており、理事会は各理事の監督義務を履行し、内部統制を適切に構築した、といえます。

次に 理事などの業務執行に関する事項としては、理事会決議や意思決定が合理的であり、理事会は各理事の監督義務を履行して、内部統制を構築しておりました。

(会計監査・財産監査)

会計監査・財産監査は、当学校法人の財政状態の適正運営や維持管理状況を確認することであり 監事の重要な任務です。令和3年度をまとめると、おおよそ次の通りになります。

内部統制の整備状況に関する事項としては、予算の執行状況、取引記録の正確性、固定資産処理手続きの妥当性、期末の処理状況、監査の妥当性等は、適正でした。

期末の財産状況に関する事項としては、収入支出のすべての会計処理が対象とされており、計算書類や財産目録は真実明瞭に表示され、適正科目で処理され、予算と決算の差異分析も妥当である、と認めました。

教育研究費と管理経費の区分も適切である他、会計帳簿も適正に作成され、証拠書類等も適正に保管されていました。財産の管理状況は妥当でした。また基本金処理、決算整理は適切に処理されておりました。

上記により会計処理は、いずれも適正である、と認定しました。

このほか、理事会の運営では、各理事の業務執行、決定について、法令や寄附行為に違反する重大な事実はない、と認定しました。

(総評・特記事項)

令和3年度の活動状況は、1年間を通じて省察すると、地域社会への貢献を念頭に置きつつ、前年に引き続き、新型コロナウィルス感染防止対策を実施し、ワクチン接種など、コロナウィルスの世界的拡散の中で、授業体制の緊急措置など 学生、教員、職員は、忍耐強く、教育事業の円滑運営を目指し、懸命に取り組みました。

大学は、新入生、在学生への授業は、前半一部 リモート授業、後半全部 対面授業等 学習効果に配慮し、長引く負荷にも学修優先で順応し収めた。さらに学生の心理安定を考慮し 学内に相談室 “ほっとルーム” “心の相談”コーナーを開設、実施し、不安心理を和らげ心の安定に努めた。

学生は 年次によるが概ね 前半 半分 リモート授業、後半 対面授業・代替実習を組合せるなど異なる学習方法を余儀なくされるも、孤立化防止に努め、意思疎通不足を補うなど学生の学力維持向上と

コミュニケーション力 強化に特別配慮し、このような負担過重の中で1年を乗り越えました。

幼稚園は、園児の健康状況に合わせつつ、臨機応変に対応し、慎重な園の運営に心がけ、園児、保護者、教諭、が一体となり協力し、無事1年を乗り越えました。

法人本部は、期中を通じ難局の中 当局への業務対応のほか、大学・幼稚園との円滑運営が成立つよう法人全体の結集力を高め、調整の役割を担った。

総じて令和3年度は、大学の活動、幼稚園の運営、本部の役目等を高め集約し、事業報告書にみる通り、各部門は、当初計画を重んじつつ、緊急性の高いものは臨機応変に措置し、法人全体の円滑運営が実るよう配慮し、収支均衡を図れるよう業務運営に努めた、と評価される。

当学校法人は、将来の展望を考え 令和4年度以降の安定経営に向けて、学生確保はもとより、創意工夫を凝らし、新しい考え方や知恵を取り入れ、自主、自営の収支均衡経営の実現に法人全体を挙げて業務推進すること、を監事は要請します。

以上